

判決年月日	平成29年9月19日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成29年(行ケ)10001号		
○ 名称を「鋼管ポールおよびその設置方法」とする発明について、特許請求の範囲の減縮を目的とする補正後の発明は、当業者が容易に発明をすることができたということとはできないとした事例。			

(関連条文) 特許法17条の2第6項, 同法126条7項, 同法29条2項

(関連する権利番号等) 特願第2014-116674号, 不服2015-20893号

判 決 要 旨

名称を「鋼管ポールおよびその設置方法」とする発明について、特許庁は、補正後の発明は当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許請求の範囲の減縮を目的とする本件補正は、独立特許要件に違反し、却下すべきものであるとした上で、本願発明は進歩性を欠くとして、拒絶査定不服審判請求は成り立たない旨の審決をした。

本件審決は、引用発明の「パイプ及びベース」は、本件補正発明の「上下に貫通した筒状の基礎体」に相当すると判断したところ、本判決は、以下のとおり、本件補正発明と引用発明とは、「基礎体」に関して相違するから、本件審決は、本件補正発明と引用発明との一致点の認定を誤り、相違点を看過したものであって、当該相違点に係る本件補正発明の構成は当業者が容易に想到することができたということとはできないから、当該相違点の看過は結論に影響を及ぼすものであるとして、これを取り消した。

(1) 特許請求の範囲の記載に加え、本願明細書の記載も併せて考慮すれば、本件補正発明の発明の「基礎体」とは、「地中に埋設」され、別の部材である「締付部材」により「支柱」を固定し、支柱の荷重を地盤に伝え、地盤から抵抗を受けることにより、「支柱の下端部を固定する」、「上下に貫通した筒状」の部材という意義を有するものと解される。本件補正発明の「基礎体」を、このように解することは、基礎という用語の一般的意義にも沿う。

(2) 引用発明の「ベース」及び「平板状の羽根」は、少なくとも、支柱の荷重を地盤に伝え、地盤から抵抗を受ける部材である。一方、引用発明の「パイプ」は、支柱の荷重を地盤に伝え、地盤から抵抗を受ける部材に相当するということとはできない。

(3) したがって、本件補正発明と引用発明とは、「基礎体」に関して、本件補正発明は「上下に貫通した筒状」であるのに対し、引用発明は「中央部にパイプを溶接で強固に突設し」た「ベース」と当該「ベースのパイプ取付面の四隅に配設し」た「平板状の羽根」とからなる点で相違する。